解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
北海道日高郡新ひだか町静内東別三八三―五九
財団法人北方文化教育振興財団
代表清算人　青木　照吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月一日開催の信徒総会の決議により同年十一月一日東京都知事の認証を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
東京都江戸川区平井六丁目七五番一二号
宗教法人第二豊運教会
清算人　久保木將伍

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年十一月一日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
福井県坂井市春江町中筋第三一号一四番地
春江中筋土地区画整理組合
代表清算人　髙橋　幸雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
長崎県佐世保市福田町七番一号
医療法人社団森永小児科医院
清算人　森永　英信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
沖縄県那覇市字上間一七七番地一コーポラスうえま一〇三号
特定非営利活動法人共生ケアワークおきなわ
清算人　名嘉　智之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
東京都杉並区宮前一丁目五番四号
特定非営利活動法人ＦＰ－ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎ
清算人　池﨑　毅

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
広島県山県郡北広島町荒神原四〇一番地一
社団法人荒神報徳社
清算人　沖　英麻

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区平戸二丁目一四七四番地六、最後の住所千葉県印旛郡栄町酒直台一丁目一五番一号
被相続人　亡　島田　俊哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
事務所千葉県佐倉市栄町一九番地五京成サンコーポ佐倉四〇五号　湯川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥　敦士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高井戸東四丁目一〇番、最後の住所東京都杉並区浜田山二丁目一七番一二―一〇五号
被相続人　亡　大家　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
事務所東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザＡ館七〇二号室髙橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市十文字町谷地新田字役内七五番地一、最後の住所東京都羽村市小作台五丁目一三番地一日神パレステージ小作三〇八
被相続人　亡　加藤　隆之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区桜台四丁目六〇八〇番地、最後の住所東京都練馬区桜台一丁目四五番七号
被相続人　亡　倉持　良雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
東京都港区赤坂二―二一―二一永田町法曹ビル三〇二号
相続財産管理人　弁護士　菅野谷信宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県東温市西岡八九四番地、最後の住所神奈川県平塚市片岡九二八番地の二
被相続人　亡　淺井　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
神奈川県平塚市見附町三二番八号　三河屋ビル二階相模合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡村　三穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市蟻ヶ崎四丁目一二番、最後の住所長野県松本市蟻ヶ崎四丁目一二番七号
被相続人　亡　原田　義行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
事務所長野県松本市白板一丁目九番四三号
相続財産管理人　司法書士　古川　静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名賀郡青山町桐ヶ丘七丁目八五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　積　哲己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十八日
三重県津市大谷町二一番八
相続財産管理人　弁護士　加藤　謙一

第５期決算公告

平成23年11月28日
札幌市中央区北二条西十丁目１番地14
太陽特定目的会社
取締役　小泉　義広

貸借対照表の要旨（平成23年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	25,421	流動負債	2,205
固定資産	25,421	固定負債	19,781
その他の資産の部	4,795	負債合計	21,986
流動資産	4,409	社員資本	8,616
固定資産	385	特定資本金	0
有形固定資産	—	優先資本金	6,230
無形固定資産	—	剰余金	2,386
投資その他の資産	385	当期未処分利益	2,386
繰延資産	—	評価・換算差額等	△386
		繰延ヘッジ損益	△386
		純資産合計	8,230
資産合計	30,216	負債・純資産合計	30,216

損益計算書の要旨
（自　平成22年９月１日　至　平成23年８月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,087
営業費用	1,185
営業利益	902
営業外収益	10
営業外費用	6
経常利益	905
税引前当期純利益	905
法人税、住民税及び事業税	421
法人税等調整額	△3
当期純利益	487